

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第 13 条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

審査会 日時 平成 22 年 2 月 25 日（木） 午後 3 時～午後 4 時 30 分
会場 健康福祉センター会議室（2 階）

1 審査結果

平成 20 年 11 月 1 日に制定された「石垣市職員倫理条例」では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、贈与等の報告や届出が課せられるなど職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、概ね条例や規則に沿って運用がなされているものと認める。

2 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが、条例制定の趣旨であります。そのためにも、条例、規則に基づいた統一的な報告と疑問点の整理を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことが必要と考えます。

- ①市民への広報及び事業者、各団体への周知を尚一層図ること。
- ②事業者等との懇談会などについては、会費制を提唱していくこと。
- ③今後は、議員も含め政治家も対象にした政治倫理の確立に向けて努めること。
この点について取組むようお願いいたします。

平成 22 年 2 月 25 日

石垣市職員倫理審査会

会長 山 田 隆 一
委員 慶田盛 京 子
委員 大 田 守 宣